

警察法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準の改正

警務部の所掌事務にサイバー事案に関する警察に関することを追加するとともに、人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときに置くことのできる部としてサイバー事案に関する警察に関することを所掌するサイバー警察部を追加する。(本則関係)

2 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)